

# 地方自治法施行規則等の一部を改正する省令 概要

## 1. 省令の趣旨

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号。以下「平成 29 年自治法等改正法」という。）により、条例において、普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（以下「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額から、政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額（最低責任負担額）を控除して得た額を免責する旨を定めることができることとされた（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）新第 243 条の 2 第 1 項）。

これに伴い、当該政令で定める基準（参酌基準）及び当該政令で定める額（最低額）並びに当該免責を行った場合に必要な事項について、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第 156 号。以下「令和元年自治令等改正令」という。）において定められた。

本省令は、令和元年自治令等改正令において総務省令に委任されている基準給与年額（最低責任負担額の基礎となる給与の一会計年度当たりの額に相当する額）の具体的な算定方法等を定めるものである。（計 3 本の省令を改正）

## 2. 主な改正の概要

### 1. 地方自治法施行規則関係（第 1 条関係）

令和元年自治令等改正令において総務省令に委任されている基準給与年額（最低責任負担額の基礎となる給与の一会計年度当たりの額に相当する額）の具体的な算定方法を地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）に定めるものである。

### 2. 地方独立行政法人法施行規則関係（第 2 条関係）

平成 29 年自治法等改正法により、地方独立行政法人の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）の当該地方独立行政法人に対する損害賠償責任について、設立団体が地方独立行政法人の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して政令で定める額以上の額を条例で定めている場合には、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償責任額から、当該条例で定める額を控除して得た額を限度として、設立団体の長の承認を得て免除することができる旨を業務方法書で定めることができることとされた（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）新第

19 条の 2 第 4 項)。

これに伴う令和元年自治令等改正令により、当該政令で定める基準（参酌基準）及び当該政令で定める額（最低額）並びに当該一部免除に必要な手続等について定められているところ（地方独立行政法人法施行令（平成 15 年政令第 486 号）新第 3 条の 2）、当該参酌基準及び最低額を算定するための報酬等の一事業年度当たりの額に相当する額（基準報酬年額）の算定の基礎に含まれるその他給付及び当該基準報酬年額の具体的な算定方法並びに一部免除の承認後に支給する場合に設立団体の長の承認を要するその他給付等について、総務省令に委任されていることから、これらを地方独立行政法人規則（平成 16 年総務省令第 51 号）に定めるものである。

### **3. 市町村の合併の特例に関する法律附則第 2 条第 1 項ただし書の規定により なおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行 規則関係（第 3 条関係）**

市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成 17 年政令第 55 号）第 50 条による読替後の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）新第 173 条第 1 項において、合併特例区の長等の参酌基準及び最低額を算定されるための給与の一会計年度当たりの額に相当する額（基準給与年額）の具体的な算定方法が総務省令に委任されていることから、本省令第 1 条において新設された地方自治法施行規則新 13 条の 2 第 1 項から第 3 項までを準用する規定として、市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成 17 年総務省令第 43 号）第 26 条を新設し、必要な読替えを行うものである。

### **3. 施行期日**

令和 2 年 4 月 1 日